

広島市告示第 195 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法第 2 4 3 条の 2（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づき、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定に定める指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る特定計量器定期検査手数料収納業務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）名 称：一般社団法人 広島県計量協会
 - （2）代表者の氏名：会長 西本 維文
 - （3）住所又は事業所の所在地：広島市南区丹那町 4 番 1 2 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日